

サンステージ湘南運営規程

(介護予防特定施設入居者生活介護)

社会福祉法人恵伸会

令和6年10月1日

サンステージ湘南
介護予防特定施設入居者生活介護運営規定

- 第1条 事業の目的
- 第2条 運営の方針
- 第3条 事業所の名称および所在地
- 第4条 職員の職種、員数および職務内容
- 第5条 入居定員および居室数
- 第6条 介護予防特定施設入居者生活介護の内容
- 第7条 利用料その他の費用の額
- 第8条 施設の利用にあたっての留意事項
- 第9条 緊急時等における対処方法
- 第10条 非常災害対策
- 第11条 その他運営に関する重要事項
- 第12条 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第13条 身体拘束について
- 第14条 業務継続計画の策定等について
- 第15条 衛生管理等について
- 第16条 記録の整備

サンステージ湘南
介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 恵伸会が運営するサンステージ湘南（以下「施設」という）において実施する介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「介護予防特定施設入居者生活介護」という）の事業の運営および利用について必要な事項を定め、介護予防特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

この事業者が行う介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

(運営の方針)

第 2 条 事業者は、利用者の要支援状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

- 2 サービスの提供は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨に、利用者またはその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業者は、自らその提供する介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称および所在地)

第 3 条 この事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 サンステージ湘南
- (2) 所在地 神奈川県平塚市中堂 8 番 1 号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の職員の管理および介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名 (常勤)

生活相談員は、利用者またはその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 2名 (常勤兼務 2名)

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4) 介護職員 10名 (常勤兼務 7名・非常勤 3名)

介護職員は、介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務 1名)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 2名 (常勤兼務)

計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員および居室数)

第5条 事業所の入居定員は、特定施設入居者生活介護の対象者を含めて 29名、居室数は 29室とする。

(介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 介護の内容は次のとおりです。

(1) 介護予防特定施設サービス計画の作成

(2) 入浴、排せつ、食事等の介護

(3) その他の日常生活上の支援・世話

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談および援助

(7) 利用者の家族および地域との連携

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 介護保険サービス内の定めを超えて利用者が希望するサービス
- (2) 理容・美容のサービス
- (3) 利用者が希望するレクリエーション・クラブ活動のうち施設職員による提供外のサービスの費用、また、施設職員による提供サービスとは別に要する材料代等の実費
- (4) 利用者が希望する日常生活上必要となる諸費用の実費
- (5) 利用者の希望する介護保険対象外のサービスの実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書、あるいは重要事項説明書にてそのサービスの内容および費用を示し、利用者の同意を得るものとする。

4 この条に定める利用料などの細部は、別紙のとおりとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 施設の利用にあたっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと
- (2) けんか、口論、飲酒酔いなどで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設あるいは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡するかあるいは救急車を要請する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し利用者の家族等に連絡しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防計画および風水害、地震等の災害に対するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に定めるものとする。
- 4 看護職員または介護職員を介護予防特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる職員と明確に区分するための措置として勤務表を掲示する。
- 5 当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、手順等については管理者が判断し、管理者が手順等の責を負うものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 恵伸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年2回以上実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条

1 当事業において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（1）衛生委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。（2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。（3）職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。（4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

（記録の整備）

第16条 事業所は介護予防特定施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- （1）介護予防特定施設入所者生活介護サービス計画
- （2）提供した具体的サービス内容等の記録
- （3）利用者に関する市町村への報告等の記録
- （4）苦情・相談等に関する記録
- （5）事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

附 則 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 9 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 11 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別 紙
(第7条関連)

介護予防介護保険利用料及びその他のサービス等利用料一覧

介護度	単位数	サービス 提供加算	合計金額 (処遇改善等含む)	お客様負担額 (1日当たり)		
				1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	182	18	2,319円	232円	464円	696円
要支援2	311	18	3,667円	367円	734円	1,101円
介護職処遇改善加算	月額合計単位数の8.2%					
介護職員等特定処遇改善加算	月額合計単位数の1.8%					

1 介護予防介護保険負担等 (1日の目安)

- ※ 介護職員処遇改善加算 I 及び介護職員等特定処遇改善加算は、総合計単位数に8.2%と1.8%を掛けた単位数が上乘せされます。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、お客様の基本情報等(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知機能、心身の状況等に係る基本的な情報)を、厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)」に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアのあり方を検証し、お客様のケアプランなどへ反映し、ケアの質の向上の取り組みを評価する加算となります。
- ※ 医療機関連携加算の給付は看護職員がお客様の健康状態を継続的に記録し、主治医に対して月に1回以上情報提供を行うための加算です。
- ※ 合計金額は、単位数に介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を追加

し、地域加算 10.45 円を掛けた金額となります。

※ この料金表は、1 回当りの利用料金の計算によるものです。2 回以上の場合、合計の端数処理の関係で、月の合計額は 1 円単位での料金の差異が生じます。

2 その他の利用料

- (1) 専用居室内において利用者が個人的に利用する水道、電気、通信費等については、そのサービスを提供する会社等との個人契約により料金を支払うこととする。
- (2) 施設内の自動販売機、コイン式洗濯機・乾燥機等の利用は、利用者の個人負担とする。
- (3) その他、利用者が希望した場合、自費負担となるサービス

	種 類	内 容	料 金
自費負担料金表	代行費	1 毎月 5 日、15 日、25 日に行うイトーヨーカドーネットスーパー、オリンピック平塚店への買い物代行を利用する場合	無料
		2 平塚市役所及び平塚郵便局への代行	一回 ¥1,000
		3 上記 1 の買物代行以外で、平塚市内における買い物等代行	一回 ¥1,500
		4 平塚市に隣接する市町への買い物等代行	一回 ¥1,500 + 公共交通機関利用による交通費実費
		5 平塚市隣接市町以遠への買い物等代行	公共交通機関利用による交通費実費 + 往復所要時間 1 時間まで ¥1,500 1 時間を超えた場合は 30 分につき ¥1,000 を加算

外出付き添い費	・最初の1時間以降、30分単位で¥1,000。(同行ヘルパー一人につき) 交通費は実費	一時間¥2,000
イベント参加費	・施設行事参加費(敬老会、新年会、納涼祭等)	実費
教養娯楽費	・サークル活動に関わる材料費になります。	実費
入浴介助費	・利用者の希望による入浴介助・清拭は3回目から実費になります。	1回¥2,000
サポート費	・特定施設サービス計画書(ケアプラン)にて計画されていない援助及び、お客様希望された特別な介護サービスを提供した場合。	30分¥1,000
紙おむつ費用	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリパンツ1枚 ・紙おむつ1枚 ・パット1枚 	実費

※協力医療機関への送迎及び付き添いは無料になります。